

白岡市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第2条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市長 <u>317人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会 <u>54人</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 上下水道管理者 <u>23人</u></p> <p>2 <u>次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とする。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣している職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により、休職を命じられている職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員</u></p> <p>(4) <u>白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成19年白岡町条例第21号）第2条第1項の規定により、公益的法人等に派遣している職員</u></p>	<p>第2条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市長 <u>304人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会 <u>60人</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 上下水道管理者 <u>30人</u></p> <p>2 <u>前項に定める定数のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣している職員の定数は、市長が必要と認める範囲内において定めることができる。</u></p>